

## 2 ドイツの農業構造と所得構造の動向

## 要 旨

ドイツ全体で、2013年の時点で約285,000の農業経営があり、2010年に比べて14,100ほど減少している。経営数の増減を規模別にみると、100haを境に構造変化が進んでいる。平均経営規模は59haである。総面積は1,670万haであり、そのうち57%は100ha以上の大規模層に集中している。

ドイツは、旧西独地域と旧東独地域、旧西独地域の南部と北部とで農業構造が異なる。北ドイツ低地に位置する旧西独の二つの州シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州では、それぞれ74ha、66haと、旧西独の平均規模43haを大きく上回るのに対し、南部のバーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州ではいずれも34haに留まる。また、旧東独の平均経営規模は229haであり、経営総数の15%を占める法人経営では768haである。

旧西独では戦後から一貫して零細農家の離農による農地の流動化、借地による規模拡大が進んでいる。1949年には120万以上を数えていた10ha未満層は70年までの間に半減し、98年には20万余、さらに2013年にはわずか6万3千となった。借地のある経営は旧西独では全体の76.5%、借地面積の割合は54.5%（608万ha）を占めている。

また、2013年の時点で家族労働力は47万7千人、家族外労働力は39万4千人（うち季節労働者は27万3千人）、合計87万1千人である。家族労働力が減少の一途を辿るのに対し、家族外労働力は季節労働者を中心に増える傾向にある。旧西独の家族労働力45万6千人のうち、25歳未満は5%、65歳以上は15%であるのに対し、45～54歳は31%を占め最も多い。つまり、家族労働力の世代交代は円滑に行われていることがうかがえる。

2013/2014年の農業所得については、まず粗収益（収入から経費を差し引いたもの）がほとんどの営農類型で増加した。1労働力あたりの平均粗収益は36,390ユーロ、1経営あたりの平均粗収益は63,380ユーロであった。酪農では前年に比べ3割伸びたのに対し、畑作や果樹では減少している。販売量、価格、経営費が影響している。また、地域別では旧東独地域が旧西独地域を大きく上回っているが、これは経営規模、法人形態の違いによるものである。

農業所得に占める直接支払や各種補助金の割合は、主業経営の平均では4割弱を占める。酪農・中小家畜以外の家畜飼養（82.8%）、複合（55.5%）、畑作（48.4%）のような土地利用型の営農類型ほど高く、園芸作（2.9%）、ワイン（6.9%）という資本集約型の営農類型では低い。直接支払の中で最も大きいのはEUの直接支払である。

何らかの副業部門をもつ経営は全体の3分の1を占める。最も多い活動内容は「再生エネルギー」であり副業部門のある経営全体の5割近い。副業部門売上の割合は過半数の経営で1割にも満たない。副業部門のある経営が最も多いのはバイエルン州であり、同州独自の小農保護政策の成果であると考えられる。

## 2-1 農業構造の変化

### 2-1-1 近年の農業構造変化の動向

連邦政府による『農業政策報告』は現在、4年おきに刊行されている。以下、最新の報告書である『2015年農業政策報告』に基づき、近年の農業構造変化の動向を概観する(注)。

(注) Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, pp.47-48.

まず、経営数では、2013年の農業構造調査(Agrarstrukturerhebung)の時点ではドイツ全体で約285,000の農業経営があった。これを2010年の農業統計(Landwirtschaftszählung)の数字と比べると14,100ほど少ない。経営数の増減を規模別にみると、100ha未満の層では減少しているのに対し、100ha以上の層では増加している。つまり100haを境に構造変化が進んでいるのだが、約20万経営、つまり7割近くは50ha未満の小規模層に含まれている。

次に経営面積をみると、2013年の時点で総面積は1,670万haであり、平均経営面積は59haである(2010年時点では56ha)。総面積の57%は100ha以上の大規模層に集中している。

以下では、主に旧西独地域について、やや長期的な視点から構造変化を詳細に見ていくことにする。

(写真) 農村風景



### 2-1-2 規模拡大と兼業化

旧西独の戦後の農業構造変化を概括すると、70年代中頃までの経済成長期には、競争力のない経営が兼業化、離農によって手放した農地を、競争力のある経営が借りて規模を拡大するという構造変化が急速に進んだ。Agrarbericht(連邦政府農業報告)の特別集計によれば、1987年に主業経営(専業経営と第一種兼業経営)だった経営の2割強は1991年までの間に離農もしくは第二種兼業経営になり、さらに87年に第二種兼業経営であった経営の2割強は91年までの間に離農している(注)。

(注) 連邦食料・農業省(Agrarbericht)による専業経営、兼業経営の区分では、所得の源泉に加え、経営主夫婦の自家農業への従事度が考慮されている。

専業経営(Vollerwerbsbetrieb)：経営主が主として自家の農業経営に従事し、かつ経営主夫婦の経営以外から得られる所得が総所得の10%未満。

第一種兼業経営(Zuerwerbsbetrieb)：経営主が主として自家の農業経営に従事し、かつ経営主夫婦の経営以外からの所得が10%以上50%未満。

第二種兼業経営(Nebenerwerbsbetrieb)：経営主が主として経営外の仕事に従事、あるいは経営以外からの所得が50%以上。

農業経営数と規模拡大の長期的な推移をみると、図1に示すように1949年から98年にかけて経営数（原則として1ha以上）は約160万から50万弱にまで減少し、平均経営規模は8haから23haへと拡大した。この傾向はさらに進み、2013時点の経営数は26万余、平均経営規模は43haとなっている。とくに零細規模の経営が激減している。1949年には120万以上を数えていた10ha未満層は70年までの間に半減し、98年には20万余、さらに2013年にはわずか6万3千となった。

規模別に経営数の増減率を見ると、1960年代までは20ha未満層の減少、それ以上の層の増加、すなわち20haを境にした経営数の増減が顕著であった。70年代になると増減の分岐点となる経営規模は30ha、85年には50haへと徐々に拡大した。前述のように、東西統一を経た現在（2013年）は100haが境目となっている。

戦後から80年代初頭までの旧西独地域における規模拡大は主として借地の拡大によるものであったが、それ以降も借地のある経営数の割合、借地面積、経営耕地に占める借地面積の割合はいずれも増加傾向にある。2001年の時点で68.4%（旧東独71.1%、全ドイツでは68.5%）の経営が借地を行い、農地総面積に占める借地の割合は52%（旧東独88.1%、全ドイツでは63.9%）である（注）。

（注）Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2002, Anhang p. 13.

2013年のデータによると、借地のある経営は旧西独では全体の76.5%、旧東独では73.4%、全ドイツでは76.2%を占めている。また、借地面積の割合は、旧西独では54.5%（608万ha）、旧東独では71.1%（399万2千ha）、全ドイツでは60%（約1千万ha）である（注）。

（注）Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, p. 88.

借地の拡大は、近年の農地価格および借地料（Pachtentgelte）の上昇にもかかわらず進んでいる。2007年から2013年にかけて、1haあたりの借地料は旧西独では234ユーロから294ユーロへ、旧東独では122ユーロから169ユーロへ、全ドイツでは183ユーロから243ユーロへと上昇している。原因としては、中小家畜経営、エネルギー作物栽培のための農地需要が増したことが考えられる（注）。

（注）同上、pp.46-47.

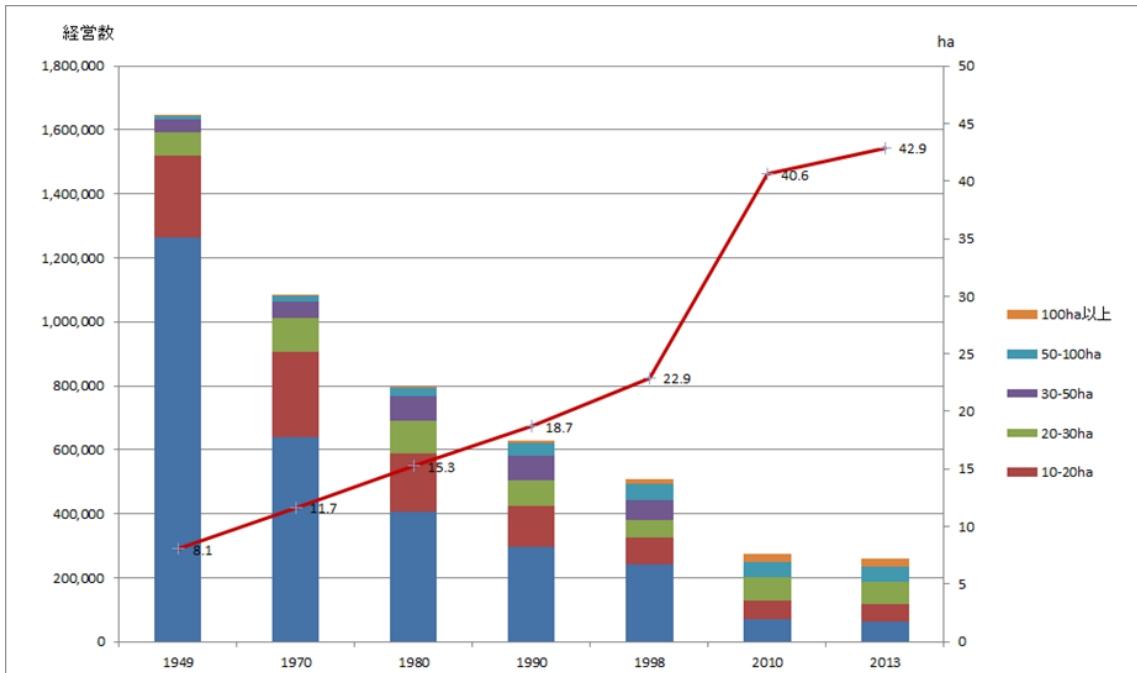
さらに、旧西独地域について専兼別の動向を見てみよう。1970年代には不況を背景に第一種兼業経営の割合が減少し、専業経営、第二種兼業経営の割合が増加するという両極分解の傾向が見られた。第一種兼業経営の割合は1971年には22.7%であったが、1981年には11.9と半減している（注）。

（注）松浦利明「西ドイツ農業における兼業問題」、松浦利明・是永東彦編著『先進国農業の兼業問題—日本とヨーロッパの国際比較』富民協会、1984：pp.9-56。この点について、松浦は「構造的失業が農村、都市を問わず大規模に発生した」と述べている（p.46）。

80年代以降は専業経営と第一種兼業経営、あるいは両者を合わせた主業経営の割合がともに減少する一方で、第二種兼業経営の割合が増加し、過半数を占めるようになった（注）。後述のように、この背景には世代交代を契機とした離農の増加が考えられる。近年は、主業経営、第二種兼業経営がほぼ半々で推移している（図I-2-2）。

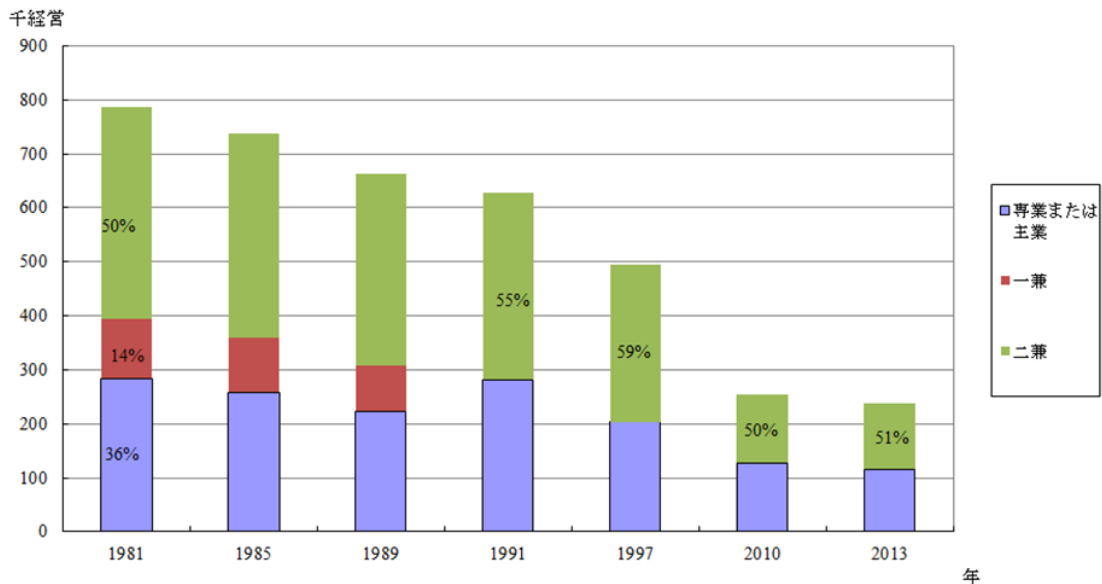
（注）1991年以降、統計上、専業と一種兼の区分が「主業」に統合された。

図 I - 2 - 1 規模別経営数の推移（旧西独州）



出所：Statistisches Bundesamt (1990)及び Agrarbericht 各年次版。

図 I - 2 - 2 専兼別経営数と割合の推移（旧西独地域）



出所：Statistisches Bundesamt, Sozioökonomische Verhältnisse, Statistisches Bundesamt (1999). 2010年、2013年に関しては、Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, p. 92。

### 2-1-3 家族農業労働力の減少

連邦政府の農業労働力統計によると、1970年から90年にかけて家族農業労働力（経営主および家族の合計）数は282万人から166万人まで減少した。年齢別の割合を見ると、日本の場合と異なり65歳以上の高年齢層が70年から90年にかけて16%から13%へと

減少し、なかでも経営主は 12%から 7%に減っている。農業者年金、農場譲渡契約など老後の生活を保障する制度、あるいは老後の生活形態の違いによるものと考えられる。一方、25 歳未満の若い農業者の割合も 16%から 11%へと減少している（注）。

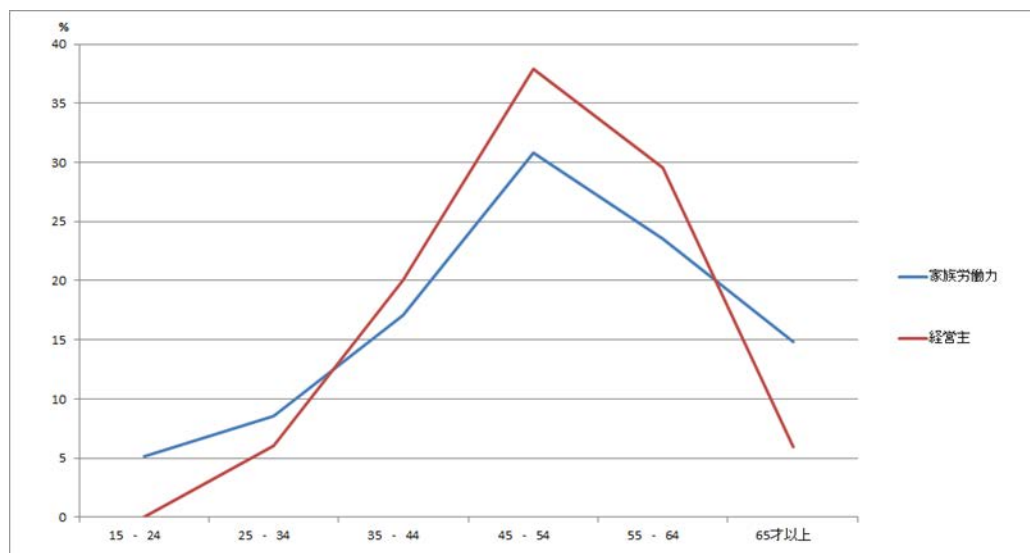
（注）Agrarbericht 1992。この時点での老齢扶助年金の受給年齢は 65 歳である。

2013 年のデータを図 I-2-3 に示した。25 歳未満は 5%（経営主のみでは 0%）、65 歳以上は 15%（経営主のみでは 6%）と、上記の 1990 年とほぼ同じ割合であることがわかる。最も多い年齢層が 45～54 歳であることも 1990 年と変わらない。つまり、家族労働力に関する限り世代交代が円滑に行われていることがうかがえる。

また、2013 年の時点で家族労働力は 47 万 7 千人、家族外労働力は 39 万 4 千人（うち季節労働者は 27 万 3 千人）、合計 87 万 1 千人である。家族労働力が減少の一途を辿るのに対し、家族外労働力は季節労働者を中心に増える傾向にある（注）。季節労働者はアスパラガスやブドウの収穫作業など、人手を必要とする単純作業に従事しており、1989 年の「壁の崩壊」、その後の冷戦体制終結以降は旧東欧諸国から多く流入している。

（注）Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, p. 48 および p.93。

図 I-2-3 家族労働力および経営主の年齢別割合（旧西独地域）



出所：Statistisches Bundesamt, Agrararbeitskräfte Agrarstrukturerhebung 2013, Fachserie 3 Reihe 2. 1. 8.

ところで、連邦政府は農場後継者に関する抽出調査を数年おきに行っている。1991 年の調査によれば、調査対象 62 万経営のうち、経営主が 45 歳以上の経営は 6 割を占め、うち 3 分の 1 には後継者がいる状況であった（注）。後継者が確保されている割合や「常に農業に従事している」後継者がいる割合は規模に比例している。当時、経営数増減の分岐点であった 50ha 以上層では 7 割近くに後継者がいて、しかもその多くが「常に農業に従事している」のに対し、10ha 以下の層で後継者がいるのは 2 割強であり、「常に農業に従事している」割合は 1 割に満たなかった。専兼別では、主業経営では 45%に後継者がいるのに対し、第二種兼業経営では 25%となっている。

（注）Statistisches Bundesamt, 1995, Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3, Reihe 1, Ausgewählte Zahlen für die Agrarwirtschaft 1993, pp. 258-259。

2010 年の後継者調査結果から同種のデータを拾ってみると、いずれも旧東独地域を含めた数字ではあるが、経営主が 45 歳以上の経営は 18 万 5,300 であり、このうち後継者のいる経営は 56,676 を数え、30%を占めている（表 I-2-1）。規模別では 20ha 以上になれ

ば平均の 30%を超え、最も多い 200～500ha の層では 57%を占めている。20 年前と比べれば大規模経営における後継者確保割合は少なくなっている。専業別では、主業経営では 36.6%、第二種兼業経営では 24.2%となっている。さらに作目別では中小家畜、家畜複合など、全体的に作物よりも畜産経営の方が高い傾向にある。

表 I-2-1 後継者のいる経営の割合(規模、専業・兼業、作目、2010年)

規模別			専業・兼業別			作目別		
	数(千人)	割合(%)		数(千人)	割合(%)		数(千人)	割合(%)
5ha未満	18,194	13.8	主業	34,954	36.6	畑作	13,238	28.7
5-10	31,542	21.1				園芸作	1,066	21.6
10-20	40,490	25.4				永年作物(果樹等)	2,790	18.1
20-50	49,206	32.6				飼料作(粗放的家畜飼養)	26,003	32.0
50-100	30,395	43.0				中小家畜	4,263	41.6
100-200	11,981	51.3	第二種兼業	21,722	24.2	作物複合	698	29.0
200-500	3,054	57.2				家畜複合	2,375	37.2
500-1000	394	57.1				作物・家畜複合	6,243	33.6
1000ha以上	49	49.0						
全体	56,676	30.6	全体	56,676	30.6	全体	56,676	30.6

資料: Statistisches Bundesamt, Hofnachfolge in landwirtschaftlichen Betrieben der Rechtsform Einzelunternehmen Landwirtschaftszählung 2010, Fachserie 3 Heft 4.

#### 2-1-4 経営規模の南北差

ドイツの国土は地勢上、北ドイツ低地（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州および旧東独の大部分）、中部山岳地帯（ノルドライン・ウェストファーレン州南部、ヘッセン州、ラインラント・プファルツ州、ザールラント州、バーデン・ヴュルテンベルグ州の大部分、バイエルン州の北部）、アルプス前方丘陵地帯（バーデン・ヴュルテンベルク州東南部、バイエルン州南部）の三つの地域に通常、区分される。

1991年の時点で経営数の増減の分岐点を州間で比較した統計によれば、旧西独の北部の2州（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州）では75ha以上の層から経営数が増加するのに対し、南部のバーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州で増減の分岐点となる規模は30haであった（注）。2013年の時点においても依然として南北差はある。北ドイツ低地に位置する二つの州では旧西独の平均規模43haを大きく上回るのに対し、南部のバーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州はいずれも34haに留まる（表I-2-2）。

（注）Agrarbericht 1992, p. 9.

また、同表より畜産の集約化も北部の2州で進んでいることがわかる。北海やライン川を通じて輸入飼料の運搬の便がよく、企業的な畜産経営が多く立地している。

表 I - 2 - 2 平均経営規模、大規模家畜経営の割合(旧西独各州、旧東独地域、2013 年)

	平均経営規模(ha)	大規模畜産経営の割合(%)		
		肉牛(200頭以上)	乳牛(100頭以上)	養豚(2000頭以上)
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	74	67.5	54.6	52.1
ニーダーサクセン	66	57.6	51.8	48.7
ノルトライン・ヴェストファーレン	43	43.2	44.2	15.6
ヘッセン	45	26.8	32.1	16.5
ラインラント・プファルツ	37	29	33.9	13.9
バーデン・ヴュルテンベルグ	34	21.9	19.4	16
バイエルン	34	12.5	7.8	6.8
ザールラント	65	33.9	39.6	-
旧西独平均	42.9	-	-	-
旧東独平均	229.3	-	-	-
全ドイツ平均	58.6	44.9	41.8	38.6

資料: Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, pp. 89-91。□

### 2 - 1 - 5 旧東独地域を含めた法人形態別の動向

旧西独での構造変化が世代交代によってなお続く傾向にあるのに対し、旧東独地域では 90ha 弱の個人経営と、数百 ha 規模の法人経営(人的会社および法人)が混在している。

1990 年 10 月の統一当初、連邦政府は旧東独時代に設立された集団農場(Landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaft: LPG)を解散させ、農地を LPG 以前の地主に戻し、家族経営に転換することを目論んでいたが、資本装備の遅れ等により暗礁に乗り上げた。1990 年の統一直前に 4,600 を数えた LPG は、96 年にはほぼ消滅したが、その中には元の土地を使って資本主義経済に適合した法人として再出発した経営もある。表 I - 2 - 3 に示すように、2013 年時点で旧東独地域には個人経営(家族経営)が約 17,000 あり、経営数全体の 7 割を占めている。参考までに 2007 年の時点では旧東独地域の個人経営の数は 23,400、割合は 77.8%であったことから、この間、個人経営は数、割合ともに大きく減少している。

一方、旧西独地域においても個人経営以外の経営体が増えている点が注目される。2001 年から 2013 年までの 13 年間に個人経営の数は 399,500 から 238,200、割合は 96%から 91.6%に減少しているのに対し、人的会社(親子などによるパートナーシップ経営)は 14,500 から 20,400、割合では 3.5%から 7.8%へと増加している。

表 I-2-3 法人形態別にみた旧東西地域間の経営数、規模の比較(2013年)

		経営数	割合(%)	経営面積 (千ha)	割合(%)	平均経営規模 (ha)
旧東独	個人経営	17,100	71.2	1,488	27	87
	人的会社(注)	3,300	13.6	1,216	22	373
	法人	3,700	15.2	2,811	51	768
	小計	24,000	100	5,515	100	229
旧西独	個人経営	238,200	91.6	9,390	84.1	39.4
	人的会社(注)	20,400	7.8	1,661	14.9	81.6
	法人	1,600	0.6	109.2	1	68.9
	小計	260,100	100	11,160	100	42.9

資料: Ausgewählte Daten und Fakten der Agrarwirtschaft 2014, Seite 5。

(注)原語はPersonengesellschaft。主として市民法上の会社(親子によるパートナーシップ経営など)である。

## 2-2 農業所得の構造変化

以上の構造変化の動向を踏まえて、次に農業所得について、同じく連邦政府の『農業政策報告 2015』に基づき動向を探ることとする。

ドイツの連邦政府は、農業法の定めるところにより毎年（経済年、前年の7月1日から本年の6月30日までの期間）、農業経営のサンプル（Testbetriebe）を定め、経営規模、類型、地域、法人形態毎に農業収入と費用を調査し、それを「簿記調査結果」として公表している。農業収入（Einkunft）には、直売、バイオガス、請負作業、ツーリズム、景観保護などの副業による収入も含まれるが、これらが農業とは独立した営業部門として行われている場合は含まれない。また、兼業収入も含まれない。

また、「簿記調査結果」の経営は、①個人経営および人的会社による主業経営、②法人経営、③小規模経営および第二種兼業経営の3つのグループに分類され、①および②はさらに、畑作、畜産などの営農類型（作目）別に分類される。さらに、①は経営規模、生産額などの経済指標、地域ごとに細分化され、公表されている。以下では、主に①の主業経営について、2013/2014年の農業所得の動向を見ていくこととする。

### 2-2-1 営農類型別の所得の動向

2013/2014年は、いくつかの品目での売上増により、粗収益（Gewinn、収入から経費を差し引いたもの）はほとんどの類型で増加した。1労働力あたりの平均粗収益プラス人件費は36,390ユーロ（対前年2.4%増）、1経営あたりの平均粗収益は63,380ユーロ（対前年1.4%増）であった。営農類型（作目）別の粗収益は表I-2-4の通りである。この中ではまず、対前年で経営あたり、労働力あたりいずれも3割伸びている酪農が目立つ。要因としては支払い価格の上昇（40セント超/kg）と飼料代の減少が挙げられている。また、中小家畜は微増である。

一方、作物部門は、畑作が経営あたりで-19.8%と、大きく下落している。2013年は穀物やテンサイが豊作だったが、それでも価格下落を補うほどではなかった。種苗代、肥料代はほとんど変わらなかったが、農薬代が増大し、結果としてすべての経営類型において作物部門は落ち込んでいる。



その他、永年作物が経営あたりで-14.5%と下落している。ワイン(-10.1%)の下落要因は2013年のブドウ果汁生産量が平均を下回ったこと、また果樹(-28.6%)の下落要因は同じく2013年のリンゴの収量が平均を下回ったことと、他の欧州諸国での豊作が価格を引き下げたこととされている。

表 I-2-4 営農類型別の農業所得(2013/2014年、主業経営)

営農類型	経営数割合 (%)	1経営あたりの粗収益		1労働力あたりの粗収益プラス人件費	
		€	対前年増減 (%)	€	対前年増減 (%)
畑作	15.3	89,651	-19.8	48,518	-18.7
園芸作	4.9	52,680	-0.6	24,342	2.7
永年作物(注)	6.1	58,939	-14.5	26,755	-9.8
ワイン	4.2	60,099	-10.1	27,074	-8.5
果樹	1.6	57,625	-28.6	26,147	-15.4
飼料作	46.6	58,526	-24.6	37,364	+23.9
酪農	37.1	63,883	+31.6	39,939	+30.2
その他	9.4	37,425	-8.2	26,312	-5.7
中小家畜	10.9	68,932	+0.6	42,325	+0.8
混合(複合)	16.3	53,792	-6.4	32,915	-4.3
作物複合	1.4	64,257	-0.6	27,898	+3.8
畜産複合	4.8	45,272	-0.4	29,381	+0.7
作物・畜産複合	10.1	56,393	-9.2	35,708	-7.5
合計	100	63,380	+1.4	36,390	+2.4

資料: Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, p. 53. □

注: その他の永年作物を含む。

## 2-2-2 州別の所得の動向

前述のように、ドイツの場合、旧西独地域と旧東独地域とでは歴史的に経営規模が大きく異なり、さらに旧西独地域の中でも南北差が依然としてある。このことは農業所得にも影響している。表 I-2-5 は『農業政策報告』のダイジェスト版から引用したものであるが、総じて旧東独地域、とりわけ内陸部のザクセンアンハルト (ST) 州 (労働力あたり 53,780 ユーロ)、北海沿岸のメクレンブルク・フォアポメルン (MV) 州 (労働力あたり 57,304 ユーロ) では全ドイツ平均の 36,390 ユーロを大きく上回っている。一方、旧西独では、北部のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州 (44,002 ユーロ)、ニーダーザクセン州 (44,615 ユーロ) では高く、南部のバーデン・ヴュルテンベルク (BW) 州 (29,428 ユーロ) との差が大きい。この違いは前掲表 I-2-2 で示したような経営規模の違い (MV : 275.6ha、BW : 55.6ha) や、それと関連する標準産出額 (Standardoutput) の違い (MV : 382,400 ユーロ、BW : 172,300 ユーロ)、さらに旧東独地域の大規模法人経営と旧西独地域の個人経営の違いによるところが大きいと考えられる。

表 I-2-5 2013/2014 年の各州の農業所得（1労働力あたり、主業経営）

	農業所得 (ユーロ)	対前年変化率 (%)
<b>旧西独州</b>		
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	44002	1.5
ニーダーザクセン	44615	1.9
ノルトライン・ヴェストファーレン	39441	9.1
ヘッセン	33690	14
ラインラント・プファルツ	30665	7.5
バーデン・ヴュルテンベルグ	29428	5.3
バイエルン	32201	1.3
ザールラント	29630	3.3
<b>旧東独州</b>		
メクレンブルク・フォアポメルン	57304	2.3
ブランデンブルク	29031	-14.9
ザクセン・アンハルト	53780	-17
ザクセン	28685	-14.4
チューリンゲン	33292	-11.4

資料：BMEL(連邦食料農業省), Landwirtschaft in der Mitte der Gesellschaft, 2015年3月、p.11。

参考までに、2013/2014 年の「簿記調査」では旧東独地域における 581 の法人経営がサンプルとなった。半数以上は登録された生産組合であり、残りは有限会社、株式会社、社団法人である。平均経営規模は 1,173ha であり、72%は借地である。平均 22.7 人（労働力）が従事し、経費の 5 分の 1 弱が人件費に充てられている。

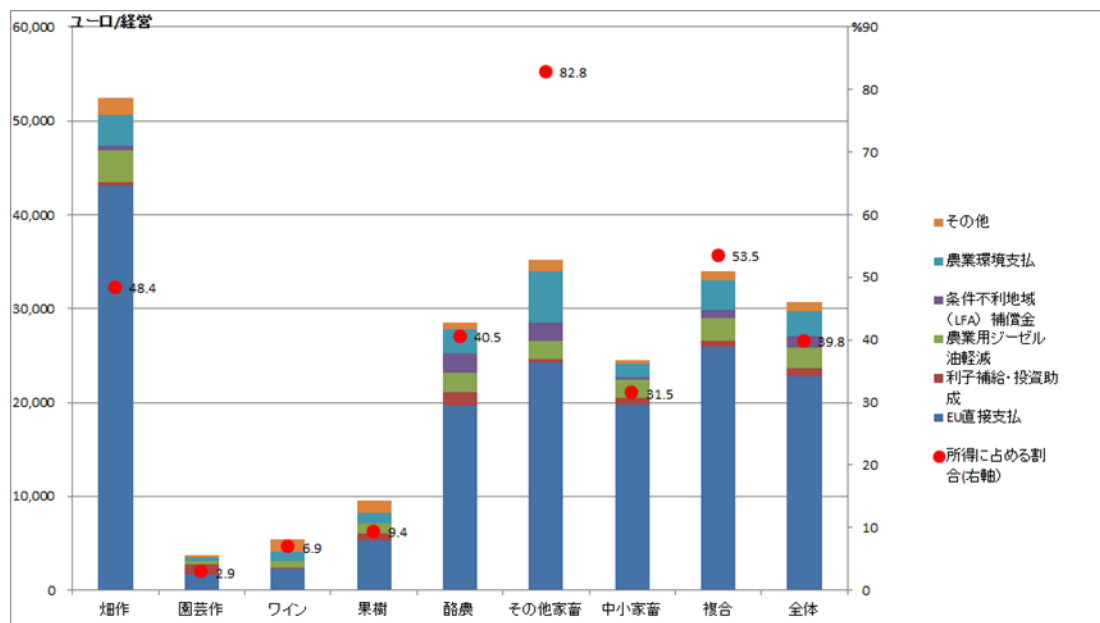
### 2-2-3 直接支払の影響

農業所得に占める直接支払や各種補助金の割合は主業経営の平均では 4 割弱を占める。図 I-2-4 に示すように、酪農・中小家畜以外の家畜飼養（82.8%）、複合（55.5%）、畑作（48.4%）の営農類型では高く、園芸作（2.9%）、ワイン（6.9%）の営農類型では低い。直接支払の中で最も大きいのは EU の直接支払（第 1 の柱）であり、平均では 74%、畑作では 82%を占めている。

ドイツの場合、2005 年に始まるフィシュラー改革より、第 1 の柱の直接支払の ha あたりの単価を地域、作目にかかわらず平準化する方策をとってきた。実際、表 I-2-6 に示す通り、園芸作、ワイン、果樹以外の作目では 305~317 ユーロの範囲内にあり、かつては大きな違いがあった畑作と家畜飼養の単価の差はほとんどなくなっている。

すなわち、現在、ドイツの経営あたりの直接支払受給額の多寡を決めるのは経営規模と、それに関連する法人形態(大規模法人経営かどうか)であると言える。

図 I-2-4 主業経営の営農類型別にみた直接支払、補助金の額(1経営あたり、2013/2014年)



出所: Agrarpolitischer Bericht der Bundesregierung 2015, p. 102.

表 I-2-6 営農類型別の EU 直接支払単価(主業経営)

	経営あたり (ユーロ)	経営規模 (ha)	haあたり (ユーロ)
畑作	43,133	140.7	306.6
園芸作	1,689	7.6	222.2
ワイン	2,240	17.5	128.0
果樹	5,321	20	266.1
酪農	19,650	63.6	309.0
其他家畜	24,246	78.9	307.3
中小家畜	19,726	62.1	317.6
複合	25,948	85.1	304.9
全体	22,818	74.6	305.9

出所: 図 I-2-5 に同じ

### 2-2-4 経営多角化の実態と所得への効果

ドイツの農業経営の多角化 (Einkommenskombnation) の実態は、2013 年の農業構造調査 (Agrarstrukturerhebung) の結果から知ることができる。同調査において経営多角化とは、以下の活動が経営内の労働力、生産手段を用いて、経営内で生産された生産物に基づいて行われることを意味する。具体的には以下の挙げる活動であるが、これらの活動が税法上独立した営業部門として行われる場合は多角化には含まれない (注)。

- ・ワイン製造以外の農産物加工と直接販売 (たとえば食肉加工、チーズ製造)
- ・ツーリズム、宿泊提供、レジャー提供
- ・簡易宿泊設備 (Pension) および乗馬用の馬飼育、馬のレンタル
- ・再生可能エネルギー産出 (自家用のみは除く)

- ・農場内での主工芸品製造（用材による家具製造）
- ・木材加工（たとえば材、薪）
- ・魚介類の生産、養殖
- ・他の農業経営での労働
- ・農業以外の労働（たとえば地域の活動）
- ・林業
- ・その他の多角化

（注）Statistisches Bundesamt, Einkommenskombinationen Agrarstrukturerhebung 2013, Fachserie 3 Reihe 2.1.7, pp.12-14.

経営総数 285,000 のうち、何らかの副業部門をもつ経営は 3 分の 1 の 94,100 経営であり、最も多い活動内容は「再生エネルギー」であり副業部門のある経営全体の 5 割近い（表 I-2-7）。以下、林業（22%）、他の農業経営での労働（18%）と続き、農産物加工・販売は 15%、ツーリズムも 1 割弱に留まる（注）。

（注）複数の副業をもつ経営が含まれることから、合計すると 1005 を超える。

副業部門の売上が経営全体の売上に占める割合をみると、副業のある経営全体の 56.5% が 0～10% に留まり、32% が 10～50%、残りの 13% が 50% 以上である。つまり過半数の経営は副業部門の売上が 1 割にも満たない状態である（注）。

（注）Statistisches Bundesamt, Einkommenskombinationen Agrarstrukturerhebung 2013, Fachserie 3 Reihe 2.1.7, pp.28.

多角化を行っている経営は 20～50ha の経営規模の層で最も多い。州別では南部のバイエルン州が、「農産物加工販売」を除けばすべての活動内容において最も多い。同州が 1970 年代から独自に小農保護の政策をとり、農家民宿等の副業も政策的に支援してきたことがここにも現れている。

表 I-2-7 副業部門のある経営数・割合と活動内容

	総数	副業部門のある経営数	農産物加工と直接販売	ツーリズム	簡易宿泊設備および乗馬	再生可能エネルギー	材木、薪生産	他の農業経営での労働	農業以外の労働	林業
経営数(千)	285.0	94.1	14.2	8.8	12.5	46.5	5.9	17.0	6.3	21.0
割合(%)	100	33.0	15.1	9.4	13.3	49.4	6.3	18.1	6.7	22.3
最多の規模	20-50ha	20-50ha	20-50ha	20-50ha	20-50ha	20-50ha	20-50ha	50-100ha	20-50ha	20-50ha
最多の州		BY	BW	BY	BY	BY	BY	BY	BY	BY

資料：Statistisches Bundesamt, Einkommenskombinationen Agrarstrukturerhebung 2013, Fachserie 3 Reihe 2.1.7, pp.23-27.

注：活動内容別の割合（網掛け部分）は、副業部門のある経営総数に占める割合である。

(写真) 経営の多角化①



ドイツ南西部、フライブルク市郊外の農家(シュヴァルツ家)の直売用店舗。自家製の加工品に加え、他の農家の加工品、輸入の果物や野菜まで並ぶ。(2007年3月撮影)

(写真) 経営の多角化②



シュヴァルツ家の経営主と長女。フライブルク市の市庁舎前広場で毎週、土曜日の午前中に展覧している。(2007年3月撮影)

### 2-2-5 バイエルン州における経営多角化の実態

バイエルン州政府の『2014年農業報告』より、経営多角化の実態を詳しく探ってみよう(注)。同州において、多角化(Diversifizierung)は現在なお、「農業経営の経済状況を改善し、経営全体のリスクを軽減する」ものとして捉えられている。多角化の分野は多種多様であり、農外就業、直売、持続的原料(再生可能エネルギー等)の生産と付加価値化という「古典的な分野」から、農場ツーリズム、社会的農業をはじめとする現代的なサー

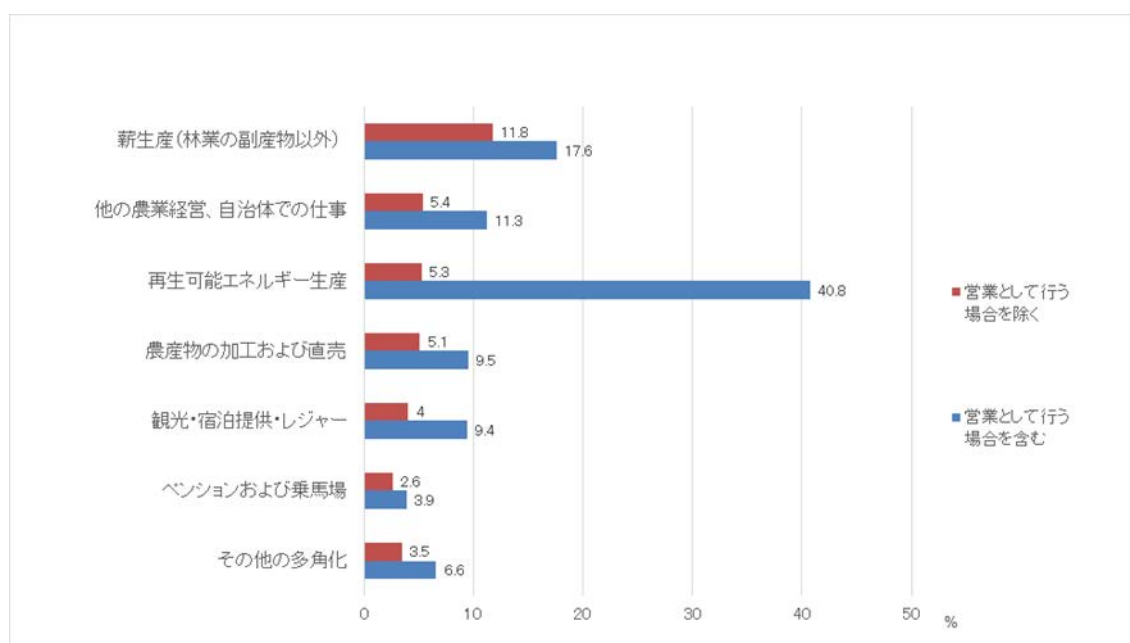
ビスの提供まで広がっている。

（注）Bayerischer Agrarbericht 2014, Diversifizierung und Einkommenskombination  
<http://www.agrarbericht-2014.bayern.de/landwirtschaft-laendliche-entwicklung/diversifizierung-einkommenskombination.html>

バイエルン州全体では 5ha を超える規模の農業経営は 2013 年の時点で 88,889 を数え、そのうちの 61%は少なくとも一つの多角化部門をもっており、これは連邦平均の 3 分の 1 を大きく上回っている。多角化部門をもつ経営の中には、様々な方策によって農業生産そのものよりも高い付加価値を生み出している経営もある。ただし、バイエルン州の「多角化」は連邦の統計とは異なり、農業生産部門とは独立した営業として行っている場合も含むことに注意しなければならない。

多角化の部門の中では、営業として行う場合を除けば、「薪生産（林業の副産物以外）」が最も多く、全体の 12%を占める（図 I-2-5）。以下、「他の農業経営、自治体での仕事」（5.4%）、「再生可能エネルギー生産」（5.3%）、「農産物の加工および直売」（5.1%）、「観光・宿泊提供・レジャー」（4%）、「ペンションおよび乗馬場」（2.6%）、「その他の多角化」（3.5%）の順に多い。

図 I-2-5 多角化の分野別割合（バイエルン州）



資料：Bayerischer Agrarbericht 2014, Diversifizierung und Einkommenskombination

一方、営業として行う場合を含めると、「再生可能エネルギー生産」が圧倒的に多く、40.8%にも上る。「薪生産」（17.6%）、「他の農業経営、自治体での仕事」（11.2%）などでは上記(営業を除く場合)の割合のせいぜい 2 倍であるのに比べると、「再生可能エネルギー生産」では 8 倍近い。つまり「再生可能エネルギー生産」を手懸ける農業経営の 9 割近くは、農業生産とは独立した営業として行っている。その多くはバイオガスパラント経営である。

バイエルン州政府は、経営多角化を進めるべく、9ヶ所の食料農業事務所（州農業食料の出先機関）による助言・指導や研修、農業専門教育の内容に「多角化」を含めること、多角化のための投資促進、バイエルン州農業研究所による「多角化」に関する研修、フォ

ーラムの開催など、農業者の実践に役立つように様々な支援を行っている。

以下、主な多角化部門の実態を紹介する。

### 2-2-5-1 バイオガспラント

一般的に、持続可能な原料は、林業等から産出される薪、バイオディーゼル、バイオエタノール等の液体状の燃料、電気と熱のコジェネレーションまたは都市ガス供給のためのバイオガス、工業利用原料（デンプン、ヒマワリ油等）の4種に分けられる。うち、薪を除く3種の原料の栽培には、2012年の時点で約451,000haが用いられており、これはバイエルン州の総農地面積の14%に相当する。最も割合が高いのは「バイオガス」であり、69%（311,190ha）を占める。バイエルン州のトウモロコシ畑面積（2013年）が529,000haであり、その37%、すなわち195,730haがバイオガス原料用に用いられていることから、「バイオガス」用農地の3分の2ではトウモロコシが作られていることがわかる。この「バイオガス」に「バイオディーゼルおよび菜種油燃料」（19%）、「バイオエタノール」（3%）を加えると、実に9割以上がいわゆるエネルギー作物の生産に用いられている。

バイオガспラント数は同じく2012年時点で、農業由来のものが2,294ヶ所、下水処理施設によるものが250ヶ所ある。それらの電力供給量は774メガワットであり、総電力需要の6.1%を占め、約160万世帯に供給している。

2000年以降、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、農業由来のバイオガспラントの数は急速に増加していたが、再生可能エネルギー法の改正等により2012年には頭打ちになっている。バイエルン州においては小規模なプラントが43ヶ所、大規模なプラントが数ヶ所、新設されたのみであった。

### 2-2-5-2 農家民宿（農場での休暇）

バイエルン州における「農場での休暇」（農家民宿）の提供数は5,500を超える。アルプス山麓およびアルペン地方では、農業経営の平均20%が農家民宿に従事している。その他、中部フランケンの湖水地域、バイエルンの森、オーバープファルツなどで盛んである。2013年、バイエルン州の農家民宿での宿泊数は約1,260であった。旅行宿泊全体の7分の1は農家民宿が占めることになる。バイエルン州農家民宿協会（Landesverbands Bauernhof- und Landurlaub Bayern e. V.）に加盟する100軒弱の経営で2012年に実施された顧客調査結果は、かなり高い評価を示している。とりわけ、民宿側が子どもや客に配慮している場合に満足度が高い。80%超の客が「とてもよい」と評価している。3分の2の民宿は、農場や周囲の自然の案内のような、体験を志向した活動を提供している。

### 2-2-5-3 直売

バイエルン州において、約4,000の農業経営は直売を行っており、これはドイツ全体の直売経営数の3分の1に相当する。直売をしている経営の圧倒的多数（約73%）は主業経営である。多くの場合、直売は経営の安定化や活力のある農村維持に貢献している。直売に加え、農場で生産されたものをその場で食べられるように軽食をとる場所、あるいは農家レストランの経営を行う場合が増えている。今日では、多くの経営が高品質な品目を提供している。直売農家の常連客の、生産物の品質、品数の幅、商品の見栄え、優れたサービスに対する要求は高まっている。顧客の要求に応え、かつ儲けを得るために、直売経営の47%では営業的な形態での直売を行っている。